

総行選第26号  
令和6年4月26日

鳥取県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長  
( 公 印 省 略 )

投票所におけるオンラインによる立会いについて (通知)

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第38条において規定されている投票立会人については、投票管理者の下、何人にも干渉されず独立した立場において、投票事務の執行を監視することにより、選挙人の自由な意思によって投票できる環境を確保する重要な役割を担っています。現行法の解釈として、投票立会人は投票所において現に立ち会うこととされてきましたが、これは投票立会人が適切にこの役割を果たし、選挙人の自由な意思によって投票できる環境を確保するためのものです。貴県内において、投票所における全ての投票立会人を確保することが困難との理由から、投票立会人の一部についてオンラインによる立会いを検討しているとのことですが、法や公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）に規定されている投票立会人の役割及び職務に支障が生じることがないように、下記の事項を踏まえて検討するようお願いいたします。

貴県内の市町村の選挙管理委員会にも、この旨周知願います。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 投票事務の執行を監視することにより、選挙人の自由な意思によって投票できる環境を確保するという投票立会人の役割を確実に果たすためには、少なくとも1人は投票立会人が投票所内に所在し、現に立ち会うことが必要であること。

- 2 投票立会人は、選挙の公正確保を目的として、投票所内の投票手続全般に立ち会うことにより投票事務の執行を監視する役割があるため、オンラインによる投票立会人は、投票管理者、投票事務従事者及び他の投票立会人、選挙人を含む投票所全体の様子を把握できるようにすること。
- 3 投票立会人は、投票管理者の下、何人にも干渉されず独立した立場において、投票事務の執行を監視する役割があるため、オンラインによる投票立会人は、選挙管理委員会が確保した何人にも干渉されるおそれのない場所（市町村の庁舎内会議室など）に所在し、その場所において何人にも干渉されることなく投票所を開いてから投票箱を閉鎖するまでの投票手続に立ち会うこと。また、投票に関する事務全般の責任者である投票管理者及び他の投票立会人において、オンラインによる投票立会人が、何人にも干渉されずに職務を遂行している状況を確認できるようにすること。
- 4 投票立会人は、投票手続において、投票管理者に意見を述べる役割があるため、投票管理者とオンラインによる投票立会人との間で円滑に双方向の意思疎通ができるようにしておくこと。
- 5 投票立会人の全てが行うこととなっている投票録への署名について、適切に実施できるようにすること。また、投票立会人の一部が行うこととなっている投票箱の鍵の保管及び投票箱の開票所への送致については、投票所内に所在している投票立会人が、投票管理者とともに速やかに行うこと。
- 6 通信遮断等が生じた場合に法定の投票立会人の人数を欠くことにならないよう、速やかに別の投票立会人を選任できるようにしておくこと。

(参考) 投票立会人の職務

○投票手続全般について立ち会う（法第38条）

- ・ 投票所の開閉（法第40条第1項）
- ・ 最初の選挙人が投票する前の投票箱に何も入っていないことの確認（令第34条）
- ・ 選挙人の選挙人名簿との対照（法第44条第2項、令第35条第1項）
- ・ 投票用紙の交付（法第45条、令第35条第1項）
- ・ 投票用紙の投函（法第46条、令第37条）
- ・ 投票箱の閉鎖（法第53条第1項）
- ・ 投票箱の鍵の保管（令第43条）

- ・ 投票録への署名（法第54条）
- ・ 投票箱の開票所への送致（法第55条） など

○以下の場合に、投票管理者へ意見を述べる

- ・ 選挙人の本人確認ができない場合の投票の拒否（法第50条第2項）
- ・ 代理投票の拒否（令第41条第1項）
- ・ 不在者投票の受理（令第63条第1項） など